

(議) 第 8 号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成22年11月26日

提出者

秋田市議会議員 佐々木 晃 二
外41名

秋田市議会議長 加賀谷 正 美 様

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の160」を「100分の152.5」に改める。

第 2 条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。